

令和8年度後期高齢者歯科健康診査の結果データ入力業務仕様書

1. 委託業務概要

福井県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という。）における「第3期高齢者保健事業実施計画（データヘルス計画）」（以下、「第3期データヘルス計画」という。）に基づく後期高齢者歯科健康診査事業（以下、「歯科健診」という。）の推進を図るため、歯科健診結果データを管理し市町と共有するとともに、事業の評価等につなげる。

2. 委託期間

本契約締結日から令和9年3月31日までとする。

3. 委託業務

(1) 業務内容

次の業務を委託するものとする。

- ・ 歯科健康診査結果の入力（毎月）

(2) 業務スケジュール

- ・ データの提供期日及び納品日等は、協議の上、事前に定める。

4. 業務詳細内容

(1) 業務詳細

- ・ 歯科健康診査の結果データの入力

福井県歯科医師会から提出される「高齢者のための歯科健診票」に記載されている項目を入力し、Excel データを作成する。（年間見込数：3,400 件程度）

(2) 帳票等（成果物）の納品形態

- ・ 歯科健康診査の結果データ : Excel 形式のデータ納品

(3) 納品場所

福井県後期高齢者医療広域連合事務局

（福井県福井市西開発4丁目202番1 福井県自治会館5階）

5. 支給物

- (1) 高齢者のための歯科健診票

6. データの運搬

- (1) データの運搬については、受託者が委託者を訪問し授受を行うか、又は個人情報の輸送に特化した機材及びセキュリティ体制を確保した民間運送サービスを利用すること。

- (2) (1)に係る経費は全て受託者の負担とする。

- (3) 運搬中何らかの問題が発生した場合は、速やかに委託者に報告しその指示に従

うこと。

7. 個人情報の保護

- (1) 委託者は、個人情報の適切な取扱いに関し、プライバシーマーク及びISO27001/ISMSを取得していること。
- (2) 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律および委託者において定める個人情報の取扱いに係る条例等を遵守すること。
- (3) データ等の運搬に当たっては、受託者においてセキュリティ及びデータの保護の対策を講じること。
- (4) 個人情報の漏洩・改ざん・滅失及び棄損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じることし、個人情報の漏洩等が発生した場合は、直ちに漏洩等を防止する措置を講じるとともに、直ちに書面で状況を報告し、委託者の指示を受けること。
- (5) 当該業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を、第三者へ提供・引渡し、又は不当な目的に使用してはならない。また、履行期間終了後及び退職後も同様とする。
- (6) 受託者は、業務の履行にあたり、印刷物が第三者の知的財産権を侵害することのないよう万全の注意を尽くすとともに、当該権利の使用許諾に関して一切の責任を負うものとし、関係者との紛争処理等は、受託者の責任においてこれにあたるものとする。
- (7) 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から引き渡され、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

8. その他

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、または本仕様書における業務の主たる部分を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、第三者が行っても差し支えないと委託者が認めた業務で、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はその限りではない。
- (2) 本業務の遂行にあたり、委託者と随時連絡をとり、必要な場合に打ち合わせを行うものとする。
本仕様書に定めのない事項及び本業務に関して疑義が生じた場合は、事前に委託者と受託者が協議して決定するものとする。また、契約後委託作業内容を変更する必要が生じた場合、受託者は協議に応じなければならないものとし、必要があれば変更契約をするものとする。
- (3) 業務の履行にあたって、委託者又は被保険者に損害が生じたときは、受託者の責めに帰すべき事由により生じた損害については、受託者が損害賠償を負うものとする。ただし、委託者の責めに帰すべき事由により生じた損害については、この限りではない。